【主 文】被告人を懲役13年に処する。 未決勾留日数中30日をその刑に算入する。

【理 由】(犯行に至る経緯等)

1 被告人と事件関係者らとの関係

一方、被害者は、a省出身の中国人であるが、平成10年ころ本邦に密入国し、いったん帰国した後、平成13年7月ころ再び本邦に密入国し、同年8月ころから、中国人のKを店長として、埼玉県c市所在のdビル4階で「e麻雀館」を経営し、客にトランプ賭博をさせるなどして違法に金銭を稼いでいたが、それだけにとどまらず、裏ロム工作グループとも関わりをもつなど、違法行為を行っていた中国人グループと深い関係を有していた。「e麻雀館」は不法入国した中国人らのたまり場になっており、Bも、ここを訪れて被害者と一緒に賭博をしたことがあり、被害者にしていた。目年12月20日ころ、被害者は、Bの大人のC、D及びEらとトランプ賭博物

同年12月20日ころ、被害者は、Bの友人のC、D及びEらとトランプ賭博をしてこの3名を大敗させ、それぞれに数百万円以上の借金を負わせて、CやDに借用書を書かせるなどしていた。そして、翌平成14年1月2日ころにも、被害者は、Eらを再びトランプ賭博に誘うなどし、同人らに対する借金の取立てを同人らの友人であるBに任せるとともに、Cから借金のかたとして高級腕時計を取り上げていた。一方、賭博で負けて借金を負わされたCらは、その金額があまりにも多額であったためこれを支払うことができず、被害者に取り上げられた高級腕時計だけでも返して欲しいと友人のBに依頼していた。

2 被害者の殺害を共謀した状況

被告人は、その場で、Bからけん銃を持ってくるように指示されたため、いったん「j」を出て、紙袋に入った適合実包の装てんされた口径7.62ミリメートルの中国製54式自動装てん式けん銃1丁(本件けん銃)を用意して戻ってきたが、店の前で、このけん銃をBに手渡そうかどうしようかためらっていたものの、Bから「けん銃はまだか」などと電話で催促されたため、店内に入り、このけん銃が被

害者を殺害するのに使用されることがあることを予見しながら、紙袋に入ったけん銃をBに手渡し、ここに、被告人、A及びBは、このけん銃を用いて、被害者を殺害する共謀を遂げた。

その後,被告人は,B及び本件けん銃をズボンのベルトに挟んで所持したAとともに,同日午前3時30分ころ,3人で「j」を出て,dビル4階の「e麻雀館」に向かった。Aは,Bの指示で,被害者を店外に誘い出し,階段を上って同ビル6階エレベーター前の階段踊り場へ連れ出したが,Aが,被害者に対し,「同じa省の仲間なのに,なんでギャンブルによって相手をだますのか」などと詰問していたところ,階段を駆け上がってきたBが,「ばかやろう」などとののしって,右手に持ったビール瓶でいきなり被害者の頭部を殴打したので,被害者とBの間でつかったビール瓶でいきなり被害者の頭部を殴打したので,被害者とBの間でつからいが始まり,二人はその場に倒れ込み,Bは被害者に押さえ付けられたBが,Aに向かって「早く,撃て」と命じたことから,Aは,Bに当たらないようにするために左手にけん銃を持ち替えて,被害者の後頭部に銃口を向けてねらいを定めた。

(罪となるべき事実)

被告人は、以上のような経緯で、被害者に愚ろうされたとして憤激したBに同調し、被害者を射殺することになることを予見しながら適合実包の装てんされた本件けん銃を用意し、被害者をけん銃で射殺しようと企てたB及びAと共謀の上、第1 平成14年1月5日午前3時40分ころ、埼玉県c市所在のdビル6階エレベーター前の階段踊り場において、被害者(当時32歳)に対し、Aが、殺意をもって、法定の除外事由がないのに、所携の本件けん銃を被害者の頭部に向けて弾丸1発を発射し、左側後頭部に命中させて左眉毛内端部を貫通させ、よって、同日午前8時20分ころ、同市所在のc市立医療センターにおいて、同人を頭部の貫通銃創による頭蓋内損傷により死亡させ、もって、不特定又は多数の者の用に供される場所においてけん銃を発射して同人を殺害し、第2、次次の除り東中がないのに、同日欠前3時40分こと、前記4ビル6階エレ

第2 法定の除外事由がないのに、同日午前3時40分ころ、前記dビル6階エレベーター前の階段踊り場において、前記けん銃1丁をこれに適合する実包2発と共に携帯して所持し

たものである。

(事実認定の補足説明)

被告人は、本件公訴事実第1の事実について、被害者を殺害することを共犯者らと共謀したことはなく、同第2の事実についても、けん銃を所持したことはないと述べて弁解し、弁護人も、被告人の弁解供述に依拠して、公訴事実第1及び第2のいずれの事実についても、被告人が共犯者らと共謀した事実はないから、被告人は無罪であると主張するので、以下、当裁判所が判示事実を認定した理由を補足して説明する。

- 1 関係証拠によれば、動かし難い事実として以下の事実が認められる。
- (1) 被告人、A及びJらが、平成14年1月5日午前1時ころから「j」で飲酒していたところ、午前1時30分ころ、Bが同店に現れ、憤激した表情で、被害者から愚ろうされたことや、被害者がC、D、Eの3名から金をだまし取ったことなどを被告人らに話したこと、
- (2) その際、Bは、「被害者に対して『算帳』(スワンツァン)する」という a 語を使い、その言葉には、客観的には「勘定をする」「決算する」という意味のほかに、「仕返しをする」「方を付ける」という意味があること、
- (3) 被告人は、Bに対して、他人に行かせようと言って、裏ロムグループの仲間であったHに電話をかけて、同人やその仲間に来てもらおうとしたが、断られたこと
- (4) 被告人は、Bから、けん銃を持ってくるように言われて、「j」を出て、本件けん銃を用意したが、本件けん銃は、口径7.62ミリメートルの中国製54式自動装てん式けん銃であり、本件犯行に供されて、現実に発砲されるまでの間に、更に実包が装てんされたり、逆に装てんが解除されたことはなく、被告人は、店の前で、直ちにBにけん銃を手渡すことをためらったものの、同人から何回も電話で催促されたため、意を決して、店内に入り、同人にけん銃を手渡したが、同人とAがけん銃の取り合いをして、最終的にはAがこれを携えて、被告人ら3名は同店を出て、順次、「e 麻雀館」のある d ビルに向かったこと、「f 」の店内では、被告人やA、Bとの間で役割分担に関する話は出ていなかったこと、
- (5) dビル6階の階段踊り場で、Aは、被害者の後頭部にねらいを定め、けん銃

を1発発射したが、その直後に、Bから、「もう1発やってやれ」などと言われたものの、Aは「もう死んでる。もうやらなくていいよ」などと答えたこと、

(6) AとBは、エレベーターで6階から下りて被告人と合流し、タクシーで逃走したが、Bは、被害者について「必ず死なせないといけない。家来はいっぱいいるから、もし、死ななかったら、その部下たちを使って我々に仕返しをしてくると困る」などと言っていたこと、また、事件後、被告人は、Aに対し、「自分にも責任がある」と言ったことがあり、中国に帰国したBは、他人を介して、Aの妻に500万円を手渡し、更に200万円を支払う約束をしていたこと。

2 以上の事実を前提にして、関係人の供述を検討する。 (1) 実行犯であるAは、当公判廷において、要旨、以下のとおり供述している。 すなわち、平成14年1月5日午前1時か2時ころ、「j」にBが来て、被告人の そばに座った、店内にホステスはいたが、しばらくするといなくなり、Bの声はが っきり聞こえた、Bは、酒を飲み、被告人と話をしていたが、そのうち、友人が 被害者の店でインチキなことをされて数千万円のお金をだまし取られた、時計も われた、友人のために時計を返してもらおうと頼んだが応じてくれず、メンツ されたとか、友人が被害者に殴られたとか、本当に悪いやつだなどと怒り出し、 「ばかやろう」とののしり、a語で「做了」(ツォール)と言った、この言葉は、 らば、殺すという意味も含む、Bは「殺す」とはっきり言ったわけではないが、 の口調や様子から、多分、相手を殺すという気持ちをもっていたと思う、Bは、

れるまま、板膏有に同りて完配した。 (2) また、「j」に居合わせた Jは、当公判廷において、要旨、以下のとおり 供述している。すなわち、自分が同店に入って 1 時間くらいしてから、Bが「j」 に現れたが、かなり怒っており、Aと被告人に、「今晩、aのボスをやっつける」 「私にメンツをくれなかった」などと福清語で言っていた、やっつけるという言葉 は「做」(ゾーニィ)で、意味は広いが、「殺す」という意味に使われ、もし、自 分が言われたら、殺されるのかと思う、当時店内はうるさくなく、Bの話を聞い て、みんなびっくりして、静かになった、「aのボス」の名前や、Bが怒っていた 理由は分からない、被告人は、「やろう、やろう。私の家に物があるから、物を取ってくる」と言って、Bに賛成していた、「やっつける」という言葉から、「物」 とは、けんかに使う凶器で、ナイフかけん銃だと思った、被告人が「人を使ってやりましょうよ」と言った記憶はない、被告人が店内で誰かに電話をかけているのは気付かなかった。Aも怒っている様子で、友人に電話をして、「おまえ、一体どれくらい負けたの。だまされたことを知らないの。今晩、おまえのためにケリをつけにいく。おまえに代わって恨みを晴らしてやる」などと言っていたが、話の内容は分からない、被告人やA、Bは大きな声で話していたわけではないので、自分は聞こえなかった、Bが、被告人に「けん銃を持ってこい」と言ったことは分からなった、30分くらいしてから、被告人が店を出て行った、その後、Aから「帰っていいよ」と言われたので、帰宅した。

(3) A及びJの当公判廷における供述の要旨は、以上のとおりであるところ, Aは、当時、本件事件について公判係属中であって、被告人を巻き込んで、自己すると言己できないから、同人を関係しており、自己の刑責を軽減する動機等は存在しないられており、自己の刑責を軽減する動機等は存在しないられた。 に関係しておらず、自己の刑責を軽減する動機等は存在しない。 田性は基本的に高いと考えていた。 一方が行われる直前に「j」店内で対されたがは、前記はであるとで、のやり取りや、その内容について、自らがしてありがないで、は、前意味である。 でのやり取りや、その内容について、自らがに変想を含めて、いまれにより、のですのであり、まるに対しており、Bが被害者に対しておいたといる。 でのやり取りや、その内容について、自らがにない。これでは、前意味で含めていた。 では、かつ詳細に供述しており、Bが被害者に対していて、といるといるという。 を関係しており、Bが被害者に対してを対して、いまれによっていたとする。 を対しており、おきない。これによっていたとする。 ないるのというには、表しいたといるにはない。これによっていたとする。 ないるのというには、表していたとする。 ないるのというには、表していたとする。 ないるでは、表していたとする。 ないるのというには、またいでものによっていたとする。 ないるのというには、またいでは、またいでは、またいでは、またいでものによっていたとする。 ないるのというには、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは

弁護人は、Aは、「j」の店内でBからやっつけるという言葉を聞いたときや、自分自身がけん銃を持っていくことになったとき、さらに、「麻雀館」に着いて被害者を問い詰めていたときにも、被害者に対する殺意を有していなかったと主張し、Aの公判供述中にもこれにそう部分が存在する。しかしながら、その一方で、Bからやっつけるという話を聞いて、被害者を殺すことも含めて、どんな手伝いもしようと思ったとも述べているのであって、これらの供述を総合すると、Aは、同人自身としては、被害者を殺害する積極的な動機や利害関係はなかったものの、Bから言われて、同人のために、その後の展開次第で被害者を殺害することももわらといって、Aが、「j」の店内で、被害者に対して殺意を有していなかったとはいえない。

(2) 以上の事実を前提に検討すると、被害者は、中国人非合法組織とも深い関わりを有する人物であって、同人に仕返しをしても、死亡するに至らなかった場合に

(3) 弁護人は、「」」において、①Bは、感傷的に「侮辱された」「メングをつぶされた」と怒っていただけであり、中国人非合法組織のボスである被害者を殺害するような動機としては不十分であり、被告人やAが共感できるような状況ではなかった、②誰1人として、「殺す」という言葉を発していない、③被告人も、知人の日で何らの役割分担や段取りの話をしていない、⑤被告人は、BとAがけん銃を取り合っているのをなだめていたのであるから、同店内で被害者を殺害しようと

いう共謀が成立したとみるのは早計であるなどと主張する。

この時間にc市まで行くことはできないという理由で断られたというのであり,報の話が出なかったとしても何ら不自然であるとはいえない。④の点についてみると,確かに,被告人らは「j」の店内で役割分担を決めておらず,AとBがdビルのエレベーター内で,被害者を「e 麻雀館」の外に呼び出すことを決めたことは先にみたとおりであるが,被告人がけん銃を調達し,それを取り合った末,最終つにるな経験のあるAがそのけん銃を携えて「麻雀館」に向かい,Bと被告人といて行っているのであるから,Aが殺傷能力の高いけん銃を携帯してあるとはいるい。⑤の点についると、「j」のの検察官調書謄本によると,Aといい。⑤の点についると、「j」のの検察官調書謄本によると,AとBのからい。⑤の点についると、「Aとのといるこ人を被告人がなかったといるのであったといるこ人を被告人がなだめたともみら,この事実をも、Aとのとおり合いる二人を被告人がなだめたともみら,この店内で被害者殺害の共謀がない。

4 最後に、被告人の弁解について検討する。被告人は、当公判廷で、要旨、以下のとおり供述している。すなわち、Bは、「j」に来てから、「做」(ゾーニィ)という言葉は使っておらず、「算帳」(スワンツァン)という言葉を使っていたが、それは、トラブルを精算するとか、ケリを付けるという意味であって、仕返しをするという意味はない、自分は「行かない」と断り、被害者とHが親しかったに、同人に話し合いに行ってもらおうと思ったが断られた、その後、Bから「けん銃・2丁取ってこい」と言われたが、同人が、けん銃で被害者を射殺するとは思わなかった、Iからけん銃を受け取った後、「j」に持って行こうか行くまいかちょしたが、Bから催促されて、同店に戻り、Bにけん銃を手渡した、自分は引ったもと一緒に「e麻雀館」に行っておらず、dビルの下でBに会い、同人を引った、同ビル内ではAとは会っていない。

被告人の当公判廷における供述の要旨は、以上のとおりであるが、Bが「做」(ゾーニィ)という言葉を言っていないとする点や、被害者に仕返しに行くことを被告人が断ったとする点、また、AやBと一緒に「e麻雀館」に行っていという言葉にはした事実に反し、信用できない。「算帳」(スワンツァン)という言葉には仕返しをするという意味はないとする点も、捜査段階で辞書を見た上での供述に反しており、信用できない。そして、先に認定した事実、Bが書といるはである」という言葉を使っていたことからすると、同人が被害者と認められるのであってとを十分に認識・認容し、共犯者らと意思を相通じん銃を射殺する可能性が高いことを十分に認識・認容し、対しは、はは、けるであるとであるというのは分かっていました」、「私は、おのと認められるのどいことをするので、方が一けんかになれば、場合によってはは、はの手下がいるなどになるというのは分かっていました」、「私は、お銃害者を殺すことに使うことになるというのは分かっていました」、「統統をBに渡せば、このけん銃で人を撃ち、大変危険なことになると分かっていまとと供述していることに照らしてみると、被告人の上記弁解は信用できない。

5 以上みてきたとおり、被告人は、Bが、被害者に侮辱された、被害者をやっつけるなどと言っているのを聞いて、Aとともにこれに同調し、自らけん銃を用意してBに手渡した上、同人及びけん銃を携えたAとともに「e麻雀館」に赴いているのであるから、Bが被害者を殺害する可能性の高いことをAとともに十分に認識・認容していたと認められる。したがって、本件各公訴事実について、被告人と共犯者らとの間で共謀が成立していたということができるから、犯罪の証明は十分であり、弁護人の主張は採用できない。

(確定裁判)

被告人は、平成14年8月29日1地方裁判所で建造物侵入、出入国管理及び難 民認定法違反罪により懲役2年に処せられ、その裁判は平成15年3月31日確定 したものであって、この事実は検察事務官作成の平成15年4月7日付け別事件通 知書によって認める。

(法令の適用)

被告人の判示第1の所為のうち、殺人の点は刑法60条、199条に、けん銃発射の点は刑法60条、銃砲刀剣類所持等取締法31条、3条の13に、判示第2の所為は刑法60条、銃砲刀剣類所持等取締法31条の3第2項、1項、3条1項にそれぞれ該当するが、判示第1の殺人とけん銃発射は1個の行為が2個の罪名に触

れる場合であるから、刑法54条1項前段、10条により重い殺人罪の刑で処断することとし、判示第1の罪について所定刑中有期懲役刑を選択し、以上の各罪と前記確定裁判があった各罪とは同法45条後段により併合罪の関係にあるから、同法50条によりまだ確定裁判を経ていない判示各罪について更に処断することとし、なお、判示各罪もまた同法45条前段の併合罪の関係にあるから、同法47条本文、10条により犯情の重い判示第1の罪の刑に同法14条の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役13年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中30日をその刑に算入し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由) 本件は、本邦に不法入国した中国人である被告人が、同郷の中国人2名と共謀して、そのうちの1名とトラブルのあった中国人の被害者に対し、別の共犯者が、雑居ビルの階段の踊り場でけん銃を発射して被害者を殺害した殺人及び公共の場所でのけん銃発射(判示第1の事実)と、けん銃1丁を適合実包とともに携帯して所持した(判示第2の事実)事案である。

本件は、不法滞在中の中国人同士のトラブルに端を発し、JRの駅付近の繁華街にある雑居ビルで、けん銃を発射して被害者を射殺した事案であり、一般市民にも危害を及ぼしかねない危険な犯行であって、地域社会に与えた恐怖や不安も軽視できない。加えて、被告人は、建造物侵入罪により執行猶予付きの懲役刑に処せられ、退去強制処分を受けたにもかかわらず、再び本邦に密入国し、パチンコ台に裏口ム工作をするなど違法行為を繰り返していたもので、法無視の態度も甚だしい。被告人は、被害者を殺害する現場にはいなかったというものの、自らけん銃を準備するなど、本件犯行を遂行する上で不可欠な役割を果たしている。ところが、被告人は、事実を否定し、不合理な弁解に終始しており、反省の情も乏しい。これらの自からすると、被告人の刑事責任け重いといわざるを得ない

点からすると、被告人の刑事責任は重いといわざるを得ない。 そうすると、被告人が、けん銃を用意したこと自体は認めていること、本件犯行の首謀者は共犯者Bであると認められること、その他、共犯者との処分の権衡や本件が確定裁判前の余罪に当たることなど、被告人のためにしん酌し得る事情を十分に考慮してみても、主文掲記の科刑は免れない。

(求刑 懲役15年)

【さいたま地方裁判所第三刑事部裁判長裁判官川上拓一,裁判官森浩史,裁判官片 岡理知】